

山形市災害等緊急時緊急工事等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市の発注する災害等緊急時における緊急工事等（以下「緊急工事等」という。）の発注事務に関し、随意契約を活用して迅速な執行を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において緊急工事等とは、災害又は事故等により市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼすおそれがあり緊急に発注する必要がある建設工事（以下「工事」という。）又は工事に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれらに準ずるもの（工事関連業務をいう。以下「業務」という。）であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 護岸崩落、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急復旧工事
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧工事
- (3) 災害等の未然防止のための応急復旧工事
- (4) 時期を逸すると、調査、測量、設計等ができなくなる災害復旧工事等に係る業務
- (5) 早急に対応しなければ、災害査定受検が困難と判断される災害復旧工事に係る業務
- (6) 前各号に掲げるほか工事担当課等の長が特に必要と認めるこれらに類する工事及び業務

(予算措置等)

第3条 緊急工事等を発注しようとする工事担当課等の長は、執行する予算措置について速やかに財政課長に協議するものとする。

2 緊急工事等の概算金額が200万円を超える見込みのものにあつては、工事担当課等の長は契約日程について速やかに建設契約課長に協議するものとする。

(業者選定)

第4条 緊急工事等を発注しようとする工事担当課等の長は、緊急工事等を受注する業者について、次の各号に掲げる事項を勘案し、原則として山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に基づき、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者の中から1者を選択し、山形市事務代決及び専決に関する規程（昭和34年4月15日訓令第2号）第3条第1項別表第3に定める専決区分（以下「専決区分」という。）

に応じて選定又は選定の決裁を受けるものとする。ただし、緊急工事等の概算金額が50万円以下の場合には、山形市小規模修繕契約登録制度要綱（平成25年3月1日施行）の定めるところにより小規模修繕契約希望者登録名簿に登載されている者の中からも選定することができる。

- (1) 被災箇所等における維持修繕工事等の施工又は保守管理の実績のある業者
- (2) 被災箇所等における調査・測量・設計の実績のある業者
- (3) 被災箇所等の近隣に営業所等があり、被災箇所に精通している地元業者
- (4) 被災箇所等の近隣で工事を施工又は業務を履行しているなど、初動対応が可能な業者
- (5) 災害時における応急対策等の応援に関する協定の締結相手方の団体が推薦する会員業者
- (6) その他迅速な対応が可能で工事の施工又は業務の履行が確実な実績のある業者

2 緊急工事等を発注しようとする工事担当課等の長は、緊急工事等の概算金額が200万円を超える見込みのものであっても、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年5月訓令第7号）第2条第2項の規定に基づく山形市競争入札参加者審査委員会（以下「指名審査会」という。）への付議は省略し、概算金額に応じて、指名審査会の委員長による審査を経て、専決区分により業者の選定について決裁を受けるものとする。

（緊急工事等の発注）

第5条 緊急工事等を発注しようとする工事担当課等の長は、緊急工事等の実施及び災害等緊急時における緊急工事（業務）の協議書（様式第1号）による協議を行うことについて、緊急工事等の概算金額に応じた専決区分の決裁を受けて、前条により選定した業者に緊急工事等の発注について協議するものとする。ただし、緊急工事等の概算金額が1,000万円を超えるものにあつては、専決区分にかかわらず市長の決裁を受けるものとする。

2 前項の規定による協議に承諾が得られたときは、速やかに緊急工事等に着手するものとする。

（契約締結）

第6条 緊急工事等の着手後速やかに設計図書を作成し、選定した業者を1者随意契約の相手方として契約手続きを行うものとする。

2 緊急工事等の工期又は履行期間の始期は前条により行う協議に承諾を得て着手した日から始まるものとし、契約締結日以前であっても妨げない。

(指名審査会への報告)

第7条 緊急工事等の概算金額が200万円を超えるものについては、契約締結後に開催される山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程(昭和43年5月訓令第7号)第2条第2項の規定に基づく1号審査会に契約状況を報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、緊急工事等の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

災害等緊急時における緊急工事（業務）の協議書

工事（業務）名			
工事（履行）場所			
契約見込額 （概算）	円 （うち取引に係る消費税及び地 方消費税の額 円）	工期（履行期 間）見込	年 月 日から 年 月 日まで
監督職員	課 TEL 内 【総括監督員】 【監督員】		
〈施工内容〉			
〈特記事項〉 1 協議内容を承諾した場合は、速やかに本案件の担当者を決定し、連絡先とともに提出すること。 2 現場の正確な状況把握に努め、現地で施工延長、範囲等に変更の必要があると判断した場合は、速やかに監督職員と協議すること。 3 過大な施工・業務を実施することのないよう、監督職員との連絡を密に行うこと。 4 契約見込額（概算）は現時点の想定であり、同額を保証するものではない。別途、設計図書を作成し、見積り合わせを実施のうえ、契約額を決定する。 5 後に締結する本工事（業務）にかかる契約は、その締結の日にかかわらず本書承諾の日から効力を生じることとする。 6 契約保証（金）は契約の締結と同時に徴収する。 7 その他（ ）			

年 月 日

上記の緊急工事（業務）の施工（履行）について、協議する。

発注者 住 所
氏 名 山形市
山形市長

㊞

年 月 日

協議のあった上記の緊急工事（業務）の施工（履行）について、承諾する。

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

※本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。